

【別添1】

男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰実施要綱

平成20年5月19日

内閣総理大臣決定

改正平成26年2月20日

1 目的

この表彰は、男女共同参画社会づくりに向けた取組の加速を図るため、多年にわたり男女共同参画社会に向けた気運の醸成等に功績のあった者や、各分野において実践的な活動を積み重ね、男女共同参画の推進に貢献してきた者などを顕彰することによって、豊かで活力ある男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

2 表彰者

内閣総理大臣

3 被表彰者

男女共同参画社会づくりに関し、極めて顕著な功績のあった個人であって、内閣総理大臣が顕彰することを適当と認めるもの。

4 表彰の内容

表彰は、表彰状及び記念品を授与してこれを行う。

5 表彰の時期

表彰は、年一回、男女共同参画週間（6月23日～6月29日）のいずれかの日に行う。ただし、男女共同参画週間以外に行う行事等に関連して表彰を行うことがふさわしいと表彰者が認めたものについては、別途行うことができる。

6 表彰の手続

関係府省、都道府県等から推薦された者のうちから、有識者からなる選考委員会の意見を聴いて、内閣総理大臣が被表彰者を決定する。

7 表彰の事務

表彰に関する事務は、内閣府男女共同参画局において行う。

8 その他

この要綱に定めのない事項で表彰の実施に関し必要な事項は、内閣府男女共同参画局長が定める。